

○外務省告示第二百六十七号

令和七年六月二十三日にジャカルタで、第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政

ネシア共和国政府との間の協定の有効期間の延長に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

令和七年七月十一日

外務大臣臨時代理
國務大臣 林 芳正

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、二千十九年六月二十五日にジャカルタで署名され、二千二十二年六月二十一日に延長された第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）

に言及する光榮を有します。

本使は、更に、協定を二千二十八年六月二十四日まで延長することを日本国政府に代わって提案する光榮を有します。

本使は、更に、前記のことがインドネシア共和国にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十五年六月二十三日にジャカルタで

日本国特命全権大使 正木靖

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・
アフリカ総局長

アブドゥル・カディール・
ジャイラニ

外務省アジア・太平洋・
ジャイラニ

外務省アジア・太平洋・
ジャイラニ

外務省アジア・太平洋・
ジャイラニ

(日本側書簡) (インドネシア側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、二千二十九年六月二十三日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本官は、更に、前記のことがインドネシア共和国政府にとって受諾し得るものであることを印度ネシア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十五年六月二十三日にジャカルタで

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・
アフリカ総局長

アブドゥル・カディール・
ジャイラニ

日本国特命全権大使 正木靖閣下

インドネシア共和国駐在
アフリカ総局長

日本国特命全権大使 正木靖閣下

○外務省告示第二百六十八号

令和七年六月二十三日にジャカルタで、第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定を改正する議定書の署名が行われ、同議定書は、同日に効力を生じた。

令和七年七月十一日

外務大臣臨時代理
國務大臣 林 芳正

○外務省告示第二百六十八号

令和七年六月二十三日にジャカルタで

日本国特命全権大使 正木靖

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・
アフリカ総局長

アブドゥル・カディール・
ジャイラニ

外務省アジア・太平洋・
アフリカ総局長

外務省アジア・太平洋・
アフリカ総局長

インドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政

府との間の協定（以下「協定」という。）の締結の

後に新たな状況が生じたことを考慮し、協定第十二条の規定に従つて協定を改正するこ

とを希望して、

次とのおり協定した。

第一条 協定中「及び西パプア州」を「西パプア州、南パプア州、中部パプア州、山岳パプア州及び南西パプア州」に改める。

第二条 協定第八条1(a)中「又は西パプア州」を「西パプア州、南パプア州、中部パプア州、山岳パプア州又は南西パプア州」に改める。

第三条 協定第四条4(a)中「インドネシア共和国教育文化省」を「インドネシア共和国文化省」に改める。

第四条 この議定書は、署名の日に効力を生ずるものとし、協定が効力を失う日に効力を失う。この議定書は、協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十五年六月二十三日にジャカルタで、ひとく正文である日本語、インドネシア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違があるときは、英語の本文による。

日本国政府のために

正木靖

インドネシア共和国政府のために

エンダ・T・D・ルトノアストウティ

○農林水産省告示第千百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第

三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十一日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡越知町横畠北字テンガ石三七七

八の一、字テンガ石ノ下三七八〇の一、字黒森

三七三四、字黒森下三七三三、字黒森神社ノ東

三七三六、字黒森絶頂三二〇二の二、三二〇二

の三、字山ノ神三七四二、三七四三の一から三

七四三の三まで、三七四四の一、三七四五の二、

三七四五、三七四五の一、三七四五の二、字上

ウド三四三九、字西イカノウチ三四三八、字西

ウド三七八一、字西ノイ子ガクボ三七三九の一、

字西兼光三二〇三、三二〇五、三二〇六、字西

ノイ子ガクボ三七四〇の一、三七四〇の二、三

七四一の一、三七四五の二、字東ノイ子ガクボ

三七七五の一から三七七五の五まで、三七七五

の七、三七七五の九、字南エダツエ三八〇二、

字南ヲモソラ三七八四、字南石スルキ三七七六

の一、三七七六の四、字北エダツエ三八〇三、

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐

採種を定めない。

3 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(次の一) 及び「次のとおり」は、省略し、そ

の図面及び関係書類を北海道庁及び芽室町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第

三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十一日

農林水産大臣 小泉進次郎

人事異動

警察庁

内閣法制局

財務省に出向させる。

(金融庁企画市場局企業開示課

課長補佐兼企画市場局企業開

示課電子開示システム開発室

長兼企画市場局企業開示課開

示業務室長兼企画市場局企業

開示課企業財務調査官)内閣

府事務官

内閣法制局参事官(第三部)に昇任させる(以上

七月八日)

内閣法制局参事官(第三部)に昇任させる(以上

七月八日)

公正取引委員会

(外務省在中華人民共和国日本

国大使館参事官)外務事務官 小林 慎弥

公正取引委員会事務総局経済取引局取引企

画課フリーランス取引適正化室長に昇任させる(以上

七月八日)

国家公安委員会

(警視庁副総監)警視監 鎌田 徹郎

北陸地方整備局公示

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する

区域を指定する)としたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係方面は、令和七年七月十一日から二週間一般的の縦覧に供する。

令和七年七月十一日

北陸地方整備局長 高松 諭

(三)(一) 路線名

百十三号

(三)(二) 占用を制限する区域

域

備考

法務

備考

古谷剛司は公証人に任命され、宇都宮地方法務

局所属公証人松尾泰三の後任を命ぜられた。

千葉地方法務局所属公証人余田武裕は願により

公証人を免ぜられた。

篠原辰夫は公証人に任命され、千葉地方法務局

所属公証人余田武裕の後任を命ぜられた。

新潟地方法務局所属公証人今間三郎は願により

公証人を免ぜられた。

片山徳征は公証人に任命され、新潟地方法務局

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項及び第66条の規定により、河川管理施設ヒ他的工作物との兼用工作物の管理の方法及び管理に要する費用の負担について協議が成立したので、第17条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図は、北陸地方整備局及び同局千曲川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

内閣法制局参事官(第三部) 野田 恒平
(宮内庁長官官房総務課広報室) 藤原麻衣子
警察庁長官官房参事官(高度道路交通政策担当) 警察庁長官官房参事官(高度道路交通政策担当)を命ぜる(以上六月二十二日)

河川の名称 信濃川水系千曲川
河川管理施設の位置 長野県長野市篠ノ井地先(千曲川左岸)

河川の名称 信濃川水系千曲川
河川管理施設の位置 長野県長野市大字南長野字幅下692番2
住所 長野県長野市大字南長野字幅下692番2
氏名 河川管理者 長野県知事 阿部 守一

管轄を行う者の氏名及び住所

5 管理の内容
治水事業の用にあわせ供される岡田川樋門の兼用工作物の操作及び新設、改築、維持又は修繕並びに災害復旧

6 管理の期間 令和7年6月20日から岡田川排水機場が存続する日まで

四国地方整備局公示
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する)としたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係方面は、令和七年七月十一日から二週間一般的の縦覧に供する。

令和七年七月十一日
四国地方整備局長 豊口 佳之

坂出市西庄町字長谷一六二一一番一から同市西庄町字彌蘇場一六三〇番一一九番
区域
備考

四(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 十一号
(三) 占用を制限する区域
坂出市西庄町字長谷一六二一一番一から同市西庄町字彌蘇場一六三〇番一一九番
区域
備考

四(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く)
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

五 占用を制限する理由
新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く)
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

六 占用の制限の開始の期日 令和七年七月十一日
占用の制限の開始の期日 令和七年七月十一日
占用の制限の開始の期日 令和七年七月十一日

七 国面縦覧場所 四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所
古谷剛司は公証人に任命され、宇都宮地方法務局所属公証人松尾泰三の後任を命ぜられた。

八 公証人任免
盛岡地方法務局所属公証人殿井憲一は願により公証人を免ぜられた。

九 公証人任免
工藤俊一は公証人に任命され、盛岡地方法務局所属公証人殿井憲一の後任を命ぜられた。

十 公証人任免
新潟地方法務局所属公証人今間三郎は願により公証人を免ぜられた。

十一 公証人任免
片山徳征は公証人に任命され、新潟地方法務局所属公証人今間三郎の後任を命ぜられた。

(五) 占用を制限する理由
占用の制限の開始の期日
北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所緊急輸送道路の占用を制限する)により、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
令和七年七月十二日占用を制限する理由
占用の制限の開始の期日
北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所占用了の制限の開始の期日
占用を制限する理由
占用の制限の開始の期日
北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

長野地方法務局所属公証人加藤武志は願にゆきの公証人を免ぜられた。
 三宅義寛は公証人に任命され、長野地方法務局所属公証人加藤武志の後任を命ぜられた。
 長野地方法務局所属公証人佐藤美知幸は願にゆきの公証人を免ぜられた。
 佐藤美知幸は公証人に任命され、長野地方法務局所属公証人佐藤美知幸の後任を命ぜられた。
 長野地方法務局所属公証人佐藤美知幸は願にゆきの公証人を免ぜられた。
 宗野有美子は公証人に任命され、名古屋地方法務局所属公証人境野智子の後任を命ぜられた。
 福島司は公証人に任命され、名古屋地方法務局所属公証人高橋和弘の後任を命ぜられた。
 金沢地方法務局所属公証人田邊豊は願にゆきの公証人を免ぜられた。
 谷田部浩は公証人に任命され、金沢地方法務局所属公証人田邊豊の後任を命ぜられた。
 津地方法務局所属公証人安田錦治郎は願にゆきの公証人を免ぜられた。
 中島仁志は公証人に任命され、岡山地方法務局所属公証人安田錦治郎の後任を命ぜられた。
 岡山地方法務局所属公証人前田静男は願にゆきの公証人を免ぜられた。
 山口地方法務局所属公証人前田静男の後任を命ぜられた。
 山口地方法務局所属公証人梅田実は願にゆきの公証人を免ぜられた。
 関口正木は公証人に任命され、山口地方法務局所属公証人梅田実の後任を命ぜられた。
 山口地方法務局所属公証人山崎秀義は願にゆきの公証人を免ぜられた。
 相原茂は公証人に任命され、山口地方法務局所属公証人山崎秀義の後任を命ぜられた。
 佐賀地方法務局所属公証人林田雅隆は願にゆきの公証人を免ぜられた。
 横山紫穂は公証人に任命され、佐賀地方法務局所属公証人山崎秀義の後任を命ぜられた。
 佐賀地方法務局所属公証人林田雅隆は願にゆきの公証人を免ぜられた。
 長崎地方法務局所属公証人樋口祐子は願にゆきの公証人を免ぜられた。
 林健児は公証人に任命され、長崎地方法務局所属公証人樋口祐子の後任を命ぜられた。(以上七月一日)(法務省)

国際旅券

令和7年度土地改良換地土資格試験の実施について

合7年度土地改良換地土資格試験の実施について、土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第33条の2の4の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月11日

農林水産大臣 小泉進次郎

1 試験の実施期日 令和7年10月19日(日)午前9時30分から午後4時30分まで

2 試験の内容 試験は次に掲げる内容につき、知識についての試験は記述式により、筆記の方法で行う。

(1) 農用地の集團化に関する事業に係る次に掲げる知識

ア 土地改良法(イに掲げる規定を除く)、民法、不動産登記法、土地改良登記令、戸籍法、農地法その他換地の事務処理を行うに必要な関係法令に関するもの

イ 測量及び土地改良法のうち換地関係規定に関するもの

(2) 農用地の集團化に関する事業に係る次に掲げる実務

ア 換地図書の作成、戸籍簿等調査、イ 従前地各筆調書の作成、戸籍簿等調査、代位登記申請書の作成及び測量(表積計算)に関するもの

3 法令等の適用日 試験の解答に当たり適用すべき法令等は、令和7年7月11日(金)現在において施行されているものとする。

4 試験の場所等

(1) 試験の場所 札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市

(2) 受験地の指定 (1)のうち受験者が受験願書に記載した場所を受験地として指定する。

(3) 受験地変更の取扱い 受験願書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により、受験地の変更を希望する受験者は、受験願書を提出した地方農政局等(北海道にあっては内閣府神農総合事務局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、以下同じ)に、書留郵便で、住所変更受験地及びその理由を令和7年9月12日(金)まで届け出ることとする。

5 受験手続

(1) 受験願書及び試験免除申請書の提出先受験者の住所地を管轄する地方農政局に郵送又は持参により提出する。

(2) 受験願書及び試験免除申請書の受付期間は令和7年7月11日(金)から令和7年9月5日(金)まで(郵送による場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける)。

令和7年7月11日

農林水産大臣 小泉進次郎

1 試験の実施期日 令和7年10月19日(日)午前9時30分から午後4時30分まで

2 試験の内容 試験は次に掲げる内容につき、知識についての試験はマークシート方式、実務についての試験は記述式により、筆記の方法で行う。

(1) 農用地の集團化に関する事業に係る次に掲げる知識

ア 土地改良法(イに掲げる規定を除く)、民法、不動産登記法、土地改良登記令、戸籍法、農地法その他換地の事務処理を行うに必要な関係法令に関するもの

イ 測量及び土地改良法のうち換地関係規定に関するもの

(2) 農用地の集團化に関する事業に係る次に掲げる実務

ア 換地図書の作成、戸籍簿等調査、イ 従前地各筆調書の作成、戸籍簿等調査、代位登記申請書の作成及び測量(表積計算)に関するもの

3 法令等の適用日 試験の解答に当たり適用すべき法令等は、令和7年7月11日(金)現在において施行されているものとする。

4 試験の場所等

(1) 試験の場所 札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市

(2) 受験地の指定 (1)のうち受験者が受験願書に記載した場所を受験地として指定する。

(3) 受験地変更の取扱い 受験願書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により、受験地の変更を希望する受験者は、受験願書を提出した地方農政局等(北海道にあっては内閣府神農総合事務局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、以下同じ)に、書留郵便で、住所変更受験地及びその理由を令和7年9月12日(金)まで届け出ることとする。

また、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の定めるところによる。國を被告とする訴訟において國を代表する者は法務大臣(いたずら)。(訴訟において國を代表する者は法務大臣(いたずら)。)、処分の取消しの訴えを提起する必要があります。取消しの訴えは、処分があつたことを知った日から六箇月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

1、氏名 真野 友弥

生年月日 平成七年一月六日生

発行年月日 令和六年四月十八日

申請上の住所 東京都

旅券番号 M-1111111111111111

旅券名義人 真野 友弥

返納すべき旅券

当該旅券名義人は、令和七年五月一日、東京簡易裁判所裁判官から訴訟事件の被疑者として逮捕状が発せられ、令和七年六月二十四日、警察庁から外務大臣にその旨通報があつたことから、旅券の交付後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至つたものである。もつて、本件は、一般旅券の返納を命令することができる場合に該当する。

6 合格者の公表 合格者の公表は、令和7年11月12日(水)に農林水産省のホームページに掲載して行う。

なお、合格者には合格証書を交付する。

旅券法第十九条の二第一項の規定による一般旅券の返納命令に關する通照

令和七年七月十一日

外務大臣臨時代理

國務大臣 林 芳田

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

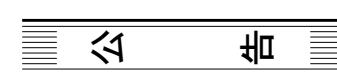
令和七年七月十一日 法務大臣 鈴木 肇

旅券法第十九条の二第一項に該当する。

住所 埼玉県川口市
ファビオ・ダ・シルバ・サカ 昭和52年7月29日生
住所 相模原市南区
オルム・ナタリア・チカ 平成11年3月23日生
オルム・アンジェリカ・ンディディ 平成13年12月14日生
オルム・ジェシー・イファーニチク 平成17年12月4日生
住所 相模原市南区
鄧如茵 平成元年9月26日生
住所 相模原市中央区
林郁婷 昭和59年4月16日生
住所 静岡県富士市
ジャワルダナ・アーラッチゲ・ナーラカ・サンバット・サンジーワ・アップハミ 平成2年3月9日生
住所 東京都世田谷区
王立羽 平成3年1月28日生
住所 長野県東御市
ブルナ・クリスチーナ・ゴット 平成2年11月26日生
デイジー・ゴット 平成12年2月5日生
住所 東京都江東区
趙炫雅 平成7年6月16日生
住所 川崎市高津区
趙耿珪 平成9年4月3日生
住所 東京都足立区
曾惟馨 昭和51年2月24日生
住所 名古屋市緑区
レワット・バラサイ 平成6年1月19日生
住所 愛知県豊川市
ジウリア・リサ・イシグロ 平成10年6月5日生
住所 名古屋市北区
阿茹娜 昭和61年8月7日生
鳥力吉德力格爾 昭和58年9月9日生
蘇麗克塔倪 平成29年2月10日生
蘇力德碧和 令和元年12月17日生
住所 名古屋市港区
白艶華 昭和44年1月18日生
住所 愛知県犬山市
金光柱 昭和60年8月13日生
金東佑 平成29年3月22日生
住所 石川県金沢市
カオリ・ヨネザワ 平成3年5月19日生

住所 大阪府東大阪市
康将司 平成7年9月30日生
住所 愛知県豊橋市
ウェズリー・タカハシ 平成元年2月15日生
住所 山梨県甲斐市
ディーナ・ミッシェル・アン・ペント 昭和63年11月18日生
住所 石川県金沢市
李佳禾 平成14年10月22日生
住所 東京都小平市
李舒禾 平成18年5月9日生
住所 東京都小平市
李語禾 平成18年5月9日生
住所 東京都中野区
ミシェリ・ハルミ・フジオカ 平成12年3月1日生
住所 長野県松本市
朴忠志 昭和28年4月10日生
鄭美津子 昭和31年1月7日生
朴沙和 昭和58年12月9日生
住所 長野県松本市
朴美保 昭和56年7月12日生
住所 兵庫県尼崎市
裴尚 昭和52年10月9日生
住所 兵庫県尼崎市
孫典子 昭和42年4月12日生
住所 堺市西区
朴恒寛 昭和47年4月5日生
姜順子 昭和49年3月5日生
朴瑞顯 平成14年12月8日生
朴志顯 平成20年8月1日生
住所 大阪市旭区
鄭優子 昭和60年12月14日生
住所 愛知県豊橋市
ガブリエル・ティト・プア 平成10年11月22日生
住所 横浜市磯子区
マルティン・フルカワ 昭和52年12月20日生
セリナ・フルカワ・デルティン 平成20年5月26日生
住所 横浜市青葉区
ホセフィナ・フルカワ・デルティン 平成26年11月26日生
住所 横浜市青葉区
朴才永 平成28年10月27日生
朴才利 令和3年6月8日生

住所 横浜市鶴見区
ジャスティン・カルロ・スシ・ヴィライ 平成5年12月5日生
住所 東京都江戸川区
ユ・ホン 昭和57年3月17日生
俞馨悦 平成28年2月21日生
住所 愛知県豊川市
ブミ・ラジ・パウデル 昭和62年12月4日生
ブミカ・パウデル 令和5年2月9日生
住所 奈良県北葛城郡広陵町
金商泰 昭和46年5月12日生
金有加里 昭和50年7月25日生
金宗煥 平成17年6月13日生
金千煥 平成20年9月9日生
金颶夏 平成25年9月16日生
住所 千葉県市川市
白金月 平成7年6月7日生
住所 東京都立川市
ニル・バハドール・ラナ・マガル 平成2年3月12日生
アンナ・ラナ・マガル 令和3年3月17日生
住所 名古屋市天白区
マルシオ・アキラ・エガワ 平成9年3月19日生
住所 愛知県愛知郡東郷町
鄭立東 昭和57年7月15日生
住所 愛知県犬山市
黄煜麟 平成4年11月30日生
住所 千葉県我孫子市
ジャキル・アルデボリヤ・ヒサトミ 昭和56年7月6日生
住所 神奈川県藤沢市
林妹娟 昭和52年9月11日生
住所 川崎市中原区
陳建 昭和51年12月21日生
陳言昕 平成11年6月9日生
陳哲原 平成13年6月24日生
住所 神奈川県足柄下郡箱根町
ヨゲス・バブ・スナル 平成5年4月6日生
住所 名古屋市千種区
徐永健 昭和24年12月3日生
住所 広島市西区
宋裕志 昭和59年12月10日生
住所 東京都町田市
エスマーラルダ・ジョイ・デ・ロス・サントス・カガワ 平成5年5月10日生
住所 広島市南区
王和彦 平成12年5月11日生



譲 備 墓

有権者申出方

元当局所属公証人西村尚芳の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年7月11日 東京法務局

元当局所属公証人小池晴彦の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年7月11日 横浜地方法務局
金融商品取引業者の営業保証金に係る配当表公示

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第15条の14第5項の規定により次のように公示する。

1. 供託者の商号 株式会社エフ・ポート
2. 住所 香川県高松市寿町一丁目4-3高松中央通りビル2F
3. 代表者の氏名 代表取締役 山口 雅史
4. 配当表
 - (1) 権利の実行の対象となる営業保証金の額 5,000,000円
 - (2) 権利の実行に係る申出の総額 2,554,333円 ①
 - (3) 官報公示費用 56,749円 ②
 - (4) 申出者への払渡額の算式
各申出者の還付額 - ②×（各申出者の還付額/①）
(円未満の端数調整を行う場合がある)

※金融商品取引業者営業保証金規則第17条第2項の規定による公示の費用（上記②）については歳入徵収官四国財務局総務部長に支払うこととし、各申出者への払渡額は、各申出者の還付額から公示の費用の各申出者の負担額を控除した額とする。

令和7年7月11日 四国財務局長 中村 錠治

公 告 岩田港松山地区土砂処分場公有水面埋立事業の実施引継ぎに関する

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）以下「法」（じこう）第三十一条第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月11日

国土交通省九州地方整備局長 垣下 榎裕
引継ぎ前の事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称 国土交通省九州地方整備局
代表者の氏名 国土交通省九州地方整備局長
主たる事務所の所在地 福岡県福岡市博多区
博多駅東1丁目十番七号

対象事業の名称、種類及び規模
対象事業の名称 岩田港松山地区土砂処分場
公有水面埋立事業

対象事業の種類 公有水面の埋立て
対象事業の規模 約四十五ヘクタール
法第三十条第一項各号のいずれかに該当する
ことなつた旨及び該当した号

当局は、対象事業の実施を福岡県へ引継ぎ
だつてから、法第三十条第一項第11号に該当。

引継ぎにより新たに事業者となつた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称 福岡県
代表者の氏名 福岡県知事 服部誠太郎
主たる事務所の所在地 福岡県福岡市博多区
東公園7番7号

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第319号

岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地
申立人 大垣市長 石田 仁
本籍岐阜県大垣市今岡町2丁目3番地、最後の住所岐阜県大垣市今岡町2丁目3番地、死亡の場所岐阜県大垣市、死亡年月日平成24年1月以下不詳、出生の場所愛知県宝飯郡御津町、出生年月日昭和18年11月8日、職業不詳
被相続人 亡 清水 一夫

岐阜県大垣市丸の内2丁目24番地サンピリアンビル3階南島田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 島田 貴士
催告期間満了日 令和8年2月13日
岐阜家庭裁判所大垣支部

令和7年（家）第20124号

静岡県磐田市中泉2917番地13
申立人 高塚 澄明
浜松市中央区有玉南町1685番地
申立人 中林 吉弘
本籍静岡県浜松市中央区積志町1848番地、最後の住所静岡県磐田市一言3049番地、死亡の場所静岡県磐田市、死亡年月日推定令和7年2月11日から20日までの間、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和30年1月22日、職業無職

被相続人 亡 小野 敏郎
浜松市中央区中央1丁目3番6号 浜松イーストセブン204号 山崎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 村上ア喜央
催告期間満了日 令和8年2月12日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年（家）第8063号

静岡県沼津市日の出町1番15号
申立人 公益社団法人沼津夜間救急医療対策協会

本籍静岡県沼津市大手町5丁目16番地1、最後の住所静岡県沼津市御幸町24番11号、死亡の場所静岡県沼津市、死亡年月日令和6年6月17日、出生の場所静岡県沼津市、出生年月日昭和29年9月9日、職業団体職員

被相続人 亡 加藤 靖夫
静岡県沼津市御幸町17番12号 梅田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 梅田 欣一
催告期間満了日 令和8年2月15日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年（家）第8069号

静岡県三島市大場300番地
申立人 伊豆箱根バス株式会社
本籍静岡県沼津市西熊堂418番地2、最後の住所静岡県沼津市西間門344番地の13渡辺方、死亡の場所静岡県伊豆の国市、死亡年月日令和7年2月14日、出生の場所静岡県三島市、出生年月日昭和47年6月15日、職業会社員
被相続人 亡 鈴木 章浩

静岡県沼津市吉田町23番7号 坂部法律事務所

相続財産清算人 弁護士 坂部 利夫
催告期間満了日 令和8年2月15日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年（家）第154号

静岡県榛原郡吉田町片岡1227番地の3
申立人 五條 守人
本籍静岡県榛原郡吉田町片岡1227番地3、最後の住所静岡県榛原郡吉田町片岡1227番地の3、死亡の場所静岡県牧之原市、死亡年月日平成30年12月20日、出生の場所静岡県榛原郡吉田町、出生年月日昭和27年1月27日、職業自営業

被相続人 亡 五條 隆巳
事務所静岡県榛原郡吉田町住吉572番地の2
相続財産清算人 司法書士法人つなぐ 代表者
社員 増田 真也

催告期間満了日 令和8年1月24日
静岡家庭裁判所島田出張所

令和7年（家）第7354号

名古屋市西区笠取町1丁目22番地の1
申立人 白川 直美

本籍名古屋市緑区細口2丁目601番地、最後の住所名古屋市緑区平手北2丁目403番地、死亡の場所名古屋市緑区、死亡年月日令和7年3月3日、出生の場所名古屋市緑区、出生年月日昭和42年8月5日、職業無職

被相続人 亡 内田 貴史
事務所名古屋市中区丸の内3丁目5番33号
名古屋有楽ビル404号 小林智哉法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小林 智哉
催告期間満了日 令和8年2月13日
名古屋家庭裁判所

令和7年（家）第7362号

名古屋市昭和区広路通3丁目2番地の3 アイルシティ御器所II502号
申立人 服部 達哉

本籍名古屋市昭和区花見通1丁目96番地、最後の住所名古屋市昭和区山手通5丁目27番地の1、死亡の場所名古屋市昭和区、死亡年月日令和7年3月6日、出生の場所名古屋市中区、出生年月日昭和6年3月6日、職業無職
被相続人 亡 服部 文子

事務所名古屋市東区東桜1-10-9 栄プラザビル7階 小林ゆき法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小林 ゆき
催告期間満了日 令和8年2月13日
名古屋家庭裁判所

令和7年（家）第426号

名古屋市中村区横前町66番地 グランドール横前203号室
申立人 セキムラエステート株式会社

本籍名古屋市熱田区青池町3丁目102番地2、最後の住所愛知県刈谷市野田町馬池9番地1レジデンス東刈谷2 105号、死亡の場所愛知県刈谷市、死亡年月日令和6年11月29日頃、出生の場所愛知県西春日井郡新川町、出生年月日昭和27年1月11日、職業不詳
被相続人 亡 堀田 一夫

愛知県知立市栄1丁目1番地 SAKAE ONE 5階 寺町総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 寺町晋二郎
催告期間満了日 令和8年2月3日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年（家）第53号

東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍三重県度会郡大紀町野原930番地1、最後の住所三重県度会郡大紀町野原930番地1、死亡の場所三重県松阪市、死亡年月日令和5年7月18日、出生の場所三重県度会郡大宮町、出生年月日昭和31年10月25日、職業不詳
被相続人 亡 大西 淳一

事務所三重県松阪市中央町384番地1 OZビルシエテ2階203号室 山本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 哲也
催告期間満了日 令和8年2月5日
津家庭裁判所松阪支部

令和7年（家）第64号

滋賀県守山市二町町132-2
申立人 西尾 和幸
本籍三重県伊賀市小杉480番地、最後の住所三重県伊賀市小杉480番地、死亡の場所三重県伊賀市、死亡年月日令和7年3月27日、出生の場所三重県阿山郡伊賀町、出生年月日昭和14年10月14日、職業不明
被相続人 亡 内山 智榮

三重県四日市市諏訪栄町2番4号 ファーストビル2階
相続財産清算人 弁護士 木下 琢太
催告期間満了日 令和8年1月30日
津家庭裁判所伊賀支部

令和7年(家)第185号

三重県四日市市諏訪町2番2号
申立人 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会
本籍三重県四日市市生桑町1642番地13、最後の住所三重県四日市市ときわ4丁目5番15号
シティハイツ・ベル1A、死亡の場所三重県四日市市、死亡年月日令和5年11月25日、出生の場所三重県安濃郡安西村、出生年月日昭和25年12月25日、職業不明
被相続人 亡 松田 定一
事務所名古屋市中区丸の内2-2-7 丸の内弁護士ビル9階901外堀通り法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伊藤 聰史
催告期間満了日 令和8年2月16日
津家庭裁判所四日市支部

令和7年(家)第2036号

滋賀県大津市錦織3丁目1番20号
申立人 小川 学
本籍滋賀県大津市南郷4丁目30番、最後の住所滋賀県草津市西大路町4番32-1106号クサツエストロイヤルタワー、死亡の場所滋賀県草津市、死亡年月日令和6年7月30日、出生の場所滋賀県大津市、出生年月日昭和11年1月22日、職業無職
被相続人 亡 上杉さと子
滋賀県大津市梅林1丁目3番13号リンクアーバンビル5階 琵琶湖法律事務所
相続財産清算人 弁護士 不破 俊之
催告期間満了日 令和8年2月20日
大津家庭裁判所

令和7年(家)第40204号

札幌市厚別区もみじ台東7丁目8番15号
申立人 堀尾 紫
本籍北海道札幌市豊平区美園8条5丁目15番地、最後の住所札幌市豊平区豊平4条9丁目2番12-907号、死亡の場所北海道札幌市豊平区、死亡年月日令和7年5月4日、出生の場所北海道室蘭市、出生年月日昭和28年8月22日、職業無職
被相続人 亡 松岡 讓
事務所札幌市中央区大通西9丁目キタコーセンタービルディング6階岩本・佐藤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中澤 拓郎
催告期間満了日 令和8年2月24日
札幌家庭裁判所

令和7年(家)第606号

函館市西旭岡町3丁目4番地4号3-14棟302号
申立人 山川 雄一
本籍北海道函館市桔梗2丁目139番地2、最後の住所函館市昭和町4番地23、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日令和6年2月24日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和34年11月14日、職業不明
被相続人 亡 山川 真吾
函館市新川町23番1号函新ビル
相続財産清算人 堀田 剛史
催告期間満了日 令和8年1月30日
函館家庭裁判所

令和7年(家)第3010号

長野県須坂市大字須坂164番地1 207
申立人 橋口 定雄
本籍茨城県古河市尾崎4708番地22、最後の住所茨城県古河市尾崎4708番地22、死亡の場所茨城県古河市、死亡年月日推定令和6年4月17日、出生の場所東京都荒川区、出生年月日昭和33年12月22日、職業無職
被相続人 亡 伊藤 納
事務所茨城県古河市中央町1丁目10番30号弁護士法人古河法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小川 竜生
催告期間満了日 令和8年2月3日
水戸家庭裁判所下妻支部

令和6年(家)第80406号

埼玉県川口市桜町2丁目2番25-201号
申立人 酒井 恵理
本籍北海道紋別市幸町4丁目12番地、最後の住所埼玉県川口市桜町2丁目2番25号コンフォラス鳩ヶ谷201号、死亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日令和4年8月22日、出生の場所北海道紋別市、出生年月日昭和35年4月11日、職業会社員
被相続人 亡 常井 昭吉
事務所埼玉県さいたま市岩槻区本町3-7-12-1 岩槻総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 赤星 遼太
催告期間満了日 令和8年2月12日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第80203号

埼玉県北本市荒井5丁目325番地1
申立人 高橋 快児
本籍埼玉県春日部市東中野460番地4、最後の住所埼玉県さいたま市西区大字佐知川1144番地1、死亡の場所埼玉県戸田市、死亡年月日令和7年1月27日、出生の場所埼玉県浦和市、出生年月日昭和21年3月22日、職業無職被相続人 亡 木村 智
事務所埼玉県川口市本町4-13-1 第1三井ビル201 南埼玉法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高倉 光俊
催告期間満了日 令和8年2月12日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第61号

東京都江戸川区西葛西2-17-3-801
申立人 橋詰 祐子
本籍埼玉県越谷市蒲生寿町2698番地4、最後の住所埼玉県越谷市蒲生寿町19番31号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和6年6月22日、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和39年10月18日、職業年金事務所職員被相続人 亡 小菅 孝雄
事務所埼玉県春日部市中央1丁目57番地10 ガーデンフィール中央2階 春日部法律事務所
相続財産清算人 三ツ野祐樹
催告期間満了日 令和8年1月26日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第370号

埼玉県春日部市中央3丁目20番45号
申立人 綾 賢一
本籍山形県酒田市千日町16番、最後の住所埼玉県春日部市南中曾根633番地1 ソーシャルインクルーホーム春日部南中曾根、死亡の場所埼玉県春日部市、死亡年月日令和6年2月2日、出生の場所山形県鶴岡市、出生年月日昭和47年7月25日、職業無職
被相続人 亡 石川 洋
事務所埼玉県越谷市南越谷4丁目11番4号セントエルモ新越谷405澤田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 澤田 博志
催告期間満了日 令和8年2月10日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第264号

埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地
申立人 神川町
本籍埼玉県本庄市緑2丁目16番、最後の住所埼玉県児玉郡神川町大字植竹701番地1、死亡の場所埼玉県児玉郡上里町、死亡年月日令和5年10月12日、出生の場所埼玉県上尾市、出生年月日昭和62年6月16日、職業無職被相続人 亡 水橋 達哉
事務所埼玉県熊谷市宮町1丁目32番地 林法律事務所
相続財産清算人 弁護士 野村 恵子
催告期間満了日 令和8年2月12日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第71159号

埼玉県草加市水川町2171-7 ネオコーポ101号
申立人 清水 実
本籍東京都墨田区墨田5丁目501番地、最後の住所東京都墨田区墨田5丁目47番17号、死亡の場所埼玉県入間郡毛呂山町、死亡年月日令和7年1月17日、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和27年1月9日、職業不詳被相続人 亡 清水 晴美
事務所東京都千代田区二番町9-8 中勞基協ビル3階 紀尾井町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渥美央二郎
催告期間満了日 令和8年2月2日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第71232号

東京都世田谷区南烏山6丁目5番3号田谷野ビル302
申立人 林 幹
本籍東京都世田谷区深沢5丁目6番、最後の住所東京都世田谷区深沢5丁目24番7号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和7年2月26日、出生の場所東京都目黒区、出生年月日昭和30年11月27日、職業無職被相続人 亡 山賀 弘治
事務所東京都港区虎ノ門5丁目13番1号虎ノ門40M Tビル2階 虎ノ門総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 亀井 弘泰
催告期間満了日 令和8年2月2日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第40406号

横浜市西区平沼1丁目40番9-815号

申立人 松本 康二

本籍愛媛県西宇和郡伊方町三机乙1794番地、最後の住所横浜市神奈川区羽沢町550番地1若竹苑、死亡の場所神奈川県横浜市保土ヶ谷区、死亡年月日令和6年9月14日、出生の場所神奈川県横浜市南区、出生年月日昭和4年1月2日、職業無職

被相続人 亡 谷村たつ江

事務所横浜市中区住吉町1丁目4番地プロスタイプウェルス内401

相続財産清算人 弁護士 高岡 香

催告期間満了日 令和8年2月13日

横浜家庭裁判所

令和7年（家）第40440号

長崎県長崎市尾上町3番1号

申立人 長崎県

本籍長崎県松浦市鷹島町船唐津免553番地、最後の住所横浜市鶴見区矢向4丁目9番19号平馬荘202号、死亡の場所神奈川県横浜市旭区、死亡年月日令和7年1月13日、出生の場所長崎県北松浦郡鷹島村、出生年月日昭和25年8月10日、職業不明

被相続人 亡 浦 清

事務所横浜市中区日本大通18KRCビル403B

相続財産清算人 弁護士 関戸 淳平

催告期間満了日 令和8年2月13日

横浜家庭裁判所

令和7年（家）第40487号

神奈川県綾瀬市落合南9丁目10番13号モンラルジュ1番館101

申立人 田中 礼子

本籍神奈川県平塚市万田406番地、最後の住所神奈川県綾瀬市落合南9丁目10番13号モンラルジュ1番館101、死亡の場所神奈川県綾瀬市、死亡年月日令和6年12月13日、出生の場所茨城県土浦市、出生年月日昭和43年7月2日、職業会社員

被相続人 亡 田中 英司

事務所横浜市中区住吉町1丁目4番地プロスタイプウェルス内401

相続財産清算人 弁護士 高岡 香

催告期間満了日 令和8年2月13日

横浜家庭裁判所

令和7年（家）第15087号

新潟市西区松美台16番36号

申立人 柳瀬 学

本籍新潟県新潟市中央区白山浦2丁目645番地1、最後の住所新潟市西区五十嵐東1丁目19番21号、死亡の場所新潟市秋葉区、死亡年月日令和7年1月25日、出生の場所新潟市、出生年月日昭和45年1月3日、職業無職

被相続人 亡 入山 一史

事務所新潟市中央区南浜通1番町364番地風間・三科法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三科 俊

催告期間満了日 令和8年1月30日

新潟家庭裁判所

令和7年（家）第5034号

長野県上田市御嶽堂778番地1

申立人 萩原美代子

本籍長野県上田市住吉1589番地、最後の住所長野県上田市常入1丁目1番11号、死亡の場所長野県上田市、死亡年月日令和7年4月15日、出生の場所東京府東京市下谷区、出生年月日昭和3年3月28日、職業無職

被相続人 亡 倉島 昭江

事務所長野県上田市中央4丁目7番7号

相続財産清算人 司法書士 萩原世志成

催告期間満了日 令和8年2月25日

長野家庭裁判所上田支部

令和7年（家）第40058号

長野県松本市寿北7丁目6番L-304号市営住宅

申立人 中澤 崇

本籍長野県松本市大字里山辺2799番地、最後の住所長野県松本市女鳥羽1丁目4番1号、死亡の場所長野県松本市、死亡年月日推定令和6年2月11日から20日までの間、出生の場所長野県松本市、出生年月日昭和24年6月4日、職業無職

被相続人 亡 中澤 充

主たる事務所長野県松本市白板1丁目9番43号

相続財産清算人 司法書士法人古川綜合事務所

催告期間満了日 令和8年2月7日

長野家庭裁判所松本支部

令和7年（家）第221号

岐阜市北一色7丁目24番23号

申立人 三橋 達雄

本籍岐阜県岐阜市神室町5丁目1番地、最後の住所岐阜市塩町1丁目24番地3、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日令和6年12月27日、出生の場所岐阜県岐阜市、出生年月日昭和50年2月12日、職業無職

被相続人 亡 宮川 隆志

事務所岐阜市常盤町23 弁護士法人川島和男法律事務所

相続財産清算人 弁護士 棚橋 邦行

催告期間満了日 令和8年1月26日

岐阜家庭裁判所

令和7年（家）第8057号

静岡県沼津市吉田町25番2号浜ビル2階 沼津総合法律事務所

申立人 弁護士 高原 博美

本籍福島県耶麻郡西会津町字上原乙2355番地1、最後の住所静岡県三島市徳倉3丁目1番51号グループホームひかり、死亡の場所静岡県三島市、死亡年月日令和6年4月25日、出生の場所福島県耶麻郡西会津町、出生年月日昭和3年5月16日、職業無職

被相続人 亡 渡邊トシ子

静岡県沼津市吉田町25番2号浜ビル2階 沼津総合法律事務所

相続財産清算人 高原 博美

催告期間満了日 令和8年2月28日

静岡家庭裁判所沼津支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第6033号

長崎県佐世保市若竹町216番地27、事務所長崎県佐世保市木場田町1番1号

申立人 田中 勝芳

本籍長崎県佐世保市峰坂町124番地、最後の住所長崎県佐世保市瀬戸越4丁目4番20号、死亡の場所長崎県佐世保市、死亡年月日令和2年7月2日、出生の場所長崎県東彼杵郡川棚村、出生年月日昭和3年1月20日、職業不明

被相続人 亡 田上トシエ

催告期間満了日 令和8年1月17日

長崎家庭裁判所佐世保支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年（ヘ）第2号

福井県勝山市荒土町松田23号10番地

申立人 有限会社やな川重量

代表者代表取締役 梁川 畿権

権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月24日

令和7年6月18日 大垣簡易裁判所

（別紙）目録

約束手形 1通

手形番号 YZ76157

金額 2,100,000円

支払期日 令和6年5月31日

支払地 大垣市

支払場所 株式会社大垣共立銀行本店営業部

振出日 令和6年3月29日

振出地 岐阜県大垣市

振出人 岐建株式会社 代表取締役 木村 志朗

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年（ヘ）第1号

兵庫県西宮市西平町1番5号

申立人 株式会社日本アイ・アール

代表者代表取締役 稲富 克之

権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月30日

令和7年6月17日 尾道簡易裁判所

（別紙）目録

約束手形 1通

手形番号 Y85140

金額 4,940,000円

支払期日 令和7年6月30日

支払地 広島県尾道市

支払場所 株式会社広島銀行因島支店

振出日 令和7年4月30日

振出地 広島県尾道市因島土生町2293番地の1

振出人 株式会社アイメリックス 取締役社長

土井 照之

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年（ヘ）第1号
 福岡県筑紫野市針摺東3丁目6番1号
 申立人 キヤタビラー九州株式会社
 代表者代表取締役 林 賢一
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月17日
 令和7年6月18日 岩原簡易裁判所
 (別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 YB55054
 金額 249,645円
 支払期日 令和7年8月31日
 支払地 長崎県対馬市
 支払場所 株式会社十八親和銀行豊玉支店
 振出日 令和7年4月30日
 振出地 長崎県対馬市峰町三根3-20
 振出人 株式会社扇組 代表取締役 扇 茂
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人
令和7年（ヘ）第1号
 次の申立人から別紙目録記載の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに、当裁判所に、権利を届け出してください。もし、この終期までに権利の届出がない場合には、その権利が失権することがあります。
 茨城県水戸市愛宕町3番21号
 申立人 椎名 範子
 権利の届出の終期 令和7年10月6日
 令和7年6月18日 常陸太田簡易裁判所
 (別紙) 目録
 1(1)土地 常陸太田市西河内下町字中曾根283番
 1
 原野 178平方メートル
 (2)登記年月日番号 水戸地方法務局常陸太田支
 局明治42年12月3日受付第4747号
 (3)登記した権利の内容
 登記の目的 地上権設定
 原因 明治42年12月2日設定
 目的 竹木所有
 存続期間 明治42年12月2日より向20ヶ年間
 地代 1反歩1年1円75銭
 支払期 每年12月25日
 地上権者 常陸太田市西河内下町8番地
 椎名秀次郎

2(1)土地 常陸太田市西河内下町字関沢659番
 山林 604平方メートル
 (2)登記年月日番号 水戸地方法務局常陸太田支
 局明治42年12月3日受付第4747号
 (3)登記した権利の内容
 登記の目的 地上権設定
 原因 明治42年12月2日設定
 目的 竹木所有
 存続期間 明治42年12月2日より向20ヶ年
 地代 1年1反歩3円73銭
 支払期 每年12月25日
 地上権者 常陸太田市西河内下町8番地
 椎名秀次郎

失踪に関する届出の催告
 次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年（家）第176号
 宮城県石巻市いの町3丁目7-15
 申立人 水本 由理
 本籍宮城県石巻市鹿又字用水向118番地9、
 最後の住所宮城県石巻市清水町2丁目7番
 7-108号
 不在者 水本 克弥
 平成4年10月18日生
 届出期間満了日 令和7年8月25日
 仙台家庭裁判所石巻支部

失踪 告 告
令和6年（家）第1036号
 本籍愛知県豊田市三箇町田ノ尻28番地、最後
 の住所北海道虻田郡豊浦町字船見町103番地
 ザ・ウインザーホテル洞爺社員寮1222号室
 不在者 水野 正吾
 昭和42年12月5日生
 令和7年6月20日失踪宣告審判確定
 札幌家庭裁判所室蘭支部裁判所書記官

令和6年（家）第971号
 本籍青森県青森市松森3丁目17番、最後の住
 所青森県青森市松森3丁目17番25号
 不在者 秋元 昭光
 昭和18年2月16日生
 令和7年6月19日失踪宣告審判確定
 青森家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第467号
 本籍青森県八戸市下長1丁目10番地8、最後
 の住所青森県八戸市小中野2丁目2番6号
 不在者 田中 ゆき
 昭和32年7月31日生
 令和7年6月19日失踪宣告審判確定
 青森家庭裁判所八戸支部裁判所書記官

令和6年（家）第789号
 本籍宮城県仙台市青葉区小松島新堤4番、最
 後の住所宮城県仙台市青葉区小松島新堤4番
 19号
 不在者 平 孝博
 昭和42年8月5日生
 令和7年6月20日失踪宣告審判確定
 仙台家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年（家）第1097号
 本籍広島県広島市安佐北区亀崎3丁目4番、
 住所北海道札幌市中央区南13条西14丁目3-
 30-703
 申立人（失踪者） 上迫 裕子
 昭和46年8月12日生
 令和7年6月20日失踪宣告取消審判確定
 札幌家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有
 価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権
 利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する
 者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣
 言する。

令和7年（ヘ）第1号
 岐阜県美濃市曾代66番地
 申立人 株式会社東海化成
 代表者代表取締役 景山 昌治
 申立人代理人弁護士 久保田 宏
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月24日
 令和7年6月25日 徳島簡易裁判所
 (別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 A B160244
 金額 205,783円
 支払期日 令和7年4月30日
 支払地 徳島市
 支払場所 株式会社阿波銀行両国橋支店

振出日 令和7年1月10日
 振出地 徳島市
 振出人 徳農種苗株式会社 代表取締役 井上
 雅弘
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続
 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び
 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ
 の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第130号

秋田市広面字土手下14番地2
 債務者 株式会社多勝
 代表者代表取締役 高津 佑也
 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 高橋 佑輔
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月2日午前11時

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第1406号

名古屋市中区錦1丁目6番33号 スタービル
 ディングII 2F
 債務者 株式会社N I-C E
 代表者代表取締役 伊藤 篤紀

1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 鬼頭 治雄
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月2日午前11時40分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年（フ）第283号

沖縄県糸満市字喜屋武1478-1
 債務者 株式会社美翔ワールド
 代表者代表取締役 新里 幸裕
 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 仲村 剛
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和7年10月2日午後1時30分

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第241号	埼玉県草加市原町2丁目1番20号 債務者 株式会社栄真 代表者代表取締役 高橋 直樹 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 恭平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月3日午後2時20分 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第377号	埼玉県三郷市高州3丁目387番地パーク ピューレジデンス302 債務者 株式会社ピース 代表者代表取締役 伊藤 繁二 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 配島 大輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月3日午後2時50分 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第2809号	大阪市北区西天満3丁目4番5号西天満ワ クビル602 債務者 株式会社時空研究所 代表者代表取締役 山本 裕子 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 幸治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月6日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1215号	名古屋市天白区久方1丁目151番地 債務者 株式会社フミテック中部 代表者代表取締役 加藤 文男 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笠原 雄一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月7日午後1時50分 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第26号	兵庫県豊岡市出石町福住15番地の1、商業登 記簿上の住所兵庫県豊岡市出石町福住30番地 債務者 丸一織維有限公司 代表者取締役 湯口 千尋 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野崎奈央子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月17日午前10時40分 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第265号	大分市上野丘西12番9号 フロンティアビル 301号 債務者 株式会社Fujii船員企画 代表者代表取締役 工藤 英康 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 霧野 嘉厚 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月7日午後1時30分 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第86号	長崎県東彼杵郡波佐見町岳辺田郷354番地9 債務者 有限会社ハヤシ薬品 代表者代表取締役 林 勝也 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長本 多聞 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月10日午後1時15分 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第640号	宮城県多賀城市明月2丁目1番30号 債務者 ヒラク興産株式会社 代表者代表取締役 丹野 久子 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三橋要一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月17日午前10時30分 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第641号	宮城県多賀城市明月2丁目1番30号 債務者 株式会社拓建 代表者代表取締役 丹野 久子
令和7年(フ)第26号	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中島 健一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月18日午後3時 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第265号	静岡県熱海市清水町1番4号 債務者 有限会社ペルソナ 代表者取締役 松本 浩義
令和7年(フ)第669号	1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中島 健一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月18日午後3時 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第277号	兵庫県芦屋市平田町6番20号101号 債務者 株式会社スマイル 代表者代表取締役 倉増八重子 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾藤 寛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月24日午前10時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第144号	群馬県高崎市下小鳥町87-14 債務者 株式会社Soleil 代表者代表取締役 小島千恵子 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 都木 幹仁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月29日午前10時40分 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第126号	奈良県北葛城郡河合町大字穴闇59番地19 債務者 有限会社ハーツ・ファイブ 代表者代表取締役 岡井 徳男 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中谷 祥子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月29日午前10時50分 奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第230号	岐阜県各務原市那加甥田町125番地 債務者 株式会社ピー・アイ・テック 代表者代表取締役 板東 舜一 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今尾 大祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月30日午後1時30分 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第460号	神戸市中央区小野柄通5丁目1-13-101 債務者 株式会社わさら 代表者代表取締役 島岡 辰也 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川原 依子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月30日午前10時50分 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第409号	埼玉県春日部市一ノ割1丁目7番6号 債務者 合同会社宇根商会 代表者代表社員 宇根 英幸 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近藤 宏一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月1日午後1時20分 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第620号	京都市右京区鳴滝桐ヶ淵町7鳴滝ステージ 1-2D号室 債務者 有限会社ジョイコムジャパン 代表者取締役 木村 松男 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 垣田貢仁子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月1日午前10時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第154号	徳島県吉野川市鴨島町鴨島甲の39番地 債務者 有限会社深見製材所 代表者代表取締役 深見 正治

令和7年(フ)第350号	岡山市北区青江1丁目2番28号 債務者 有限会社プロシード 代表者代表取締役 猪原 正宏 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畠山 賢次 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月27日午前10時 青森地方裁判所八戸支部破産係
令和7年(フ)第1313号	名古屋市天白区植田南2丁目301番地 ライオンズマンション植田南501号 債務者 株式会社E n 代表者代表取締役 横井 佑基 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西田 京平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月14日午前11時30分 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第83号	新潟県長岡市東坂之上町3丁目2番地4 債務者 有限会社ピカイチ 代表者代表取締役 清水 聰 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉森 芳博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月16日午前10時30分 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第190号	青森県五所川原市中央3丁目60番地 債務者 株式会社文平屋 代表者代表清算人 工藤 文平 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲斗 佑城 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月8日午前11時 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第395号	埼玉県狭山市新狭山3丁目5番地3 債務者 有限会社協和工業 代表者取締役 宮寺 和義 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横山 聰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月8日午後1時20分 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第130号	岐阜県羽島市竹鼻町蜂尻154番地の3 債務者 鶴屋ファッショング株式会社 代表者代表取締役 宮崎 裕江 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 所 寿弥 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月10日午前11時 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第134号	奈良県葛城市北花内622番地の1 債務者 広南警備保障有限会社 代表者取締役 吉川 宏康 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 朝守 令彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月20日午前10時45分 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第102号	青森県八戸市大字糠塚字大沢14番地3 債務者 有限会社山地左官工業 代表者代表取締役 山地 泰夫 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保田寿栄 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第331号	岡山市南区新保605番地2 債務者 小川 修 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下宗一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第167号	茨城県笠間市平町1722番地3 エルディム富士1 206号室 債務者 落合 啓光 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塚 雅子 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第1276号	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字高前77番地2 債務者 横野 利彦 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池山豊二郎 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第1828号	名古屋市天白区大坪2丁目1801番地 ロイヤルプラザヤマダ502号 債務者 C h e r i e こと 足立 琴音 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 熊田憲一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第273号 鹿児島市桜島赤生原町400番地1 債務者 柴田 宇孝 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村山 大輔 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和7年(フ)第90号 千葉県船橋市緑台2丁目11番4棟103号 債務者 高野エツ子 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 圓山 豊 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(フ)第139号 東京都足立区宮城1-9-17 グラントレ宮城306、住民票上の住所神奈川県秦野市ひばりヶ丘7番3号 債務者 遠藤 文丈 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 湯浅 文憲 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第90号 千葉県船橋市緑台2丁目11番4棟103号 債務者 高野エツ子 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 圓山 豊 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(フ)第191号 青森市大字油川字柳川86番地10 債務者 工藤 文平 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 祐川 直己 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係	令和7年(フ)第191号 青森市大字油川字柳川86番地10 債務者 工藤 文平 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 祐川 直己 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係	令和7年(フ)第402号 神奈川県秦野市今泉1121番地の6 債務者 小澤 義之 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大森 淳 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第191号 青森市大字油川字柳川86番地10 債務者 工藤 文平 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 祐川 直己 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係	令和7年(フ)第103号 青森県八戸市大字糠塚字大沢14番地3 債務者 山地 泰夫 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畠山 賢次 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 青森地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第103号 青森県八戸市大字糠塚字大沢14番地3 債務者 山地 泰夫 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畠山 賢次 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 青森地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第105号 千葉県袖ヶ浦市三ツ作1114番地2 債務者 山崎 信幸 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 渥 4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第103号 青森県八戸市大字糠塚字大沢14番地3 債務者 山地 泰夫 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畠山 賢次 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 青森地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第104号 青森県八戸市大字糠塚字前谷地6番地51 サンコーポ A号室 債務者 山地 孝夫 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 倉田 純 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係	令和7年(フ)第104号 青森県八戸市大字糠塚字前谷地6番地51 サンコーポ A号室 債務者 山地 孝夫 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 倉田 純 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係	令和7年(フ)第105号 千葉県袖ヶ浦市三ツ作1114番地2 債務者 山崎 信幸 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 渥 4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第127号 奈良県北葛城郡河合町大字穴闇59番地19 債務者 岡井 徳男 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中谷 祥子 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前10時50分 6 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係 令和7年(フ)第930号 千葉市美浜区幸町2丁目18番4棟103号 債務者 小島 謙 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊地 秀樹 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後1時20分 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第140号 愛知県北設楽郡東栄町大字月字中平ノ19番地 債務者 C A T' S o n e n a g a s h i n o c o 梅岡 功治 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 和之 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後2時20分 6 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部 令和7年(フ)第948号 千葉県市川市新田3丁目4番27号 債務者 中村まゆみ 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森本 亨 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第961号 千葉市中央区港町25番15号 債務者 斎藤 拓海 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 國吉 宏明 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前11時40分 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第912号 千葉県香取市大戸57番地5 グリーンヒラリアーナ201 債務者 橋 崇 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 隆文 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午後1時20分 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第664号 千葉県市川市南行徳1丁目13番15-102号(レジデンス富美浜) 債務者 伊藤 大貴 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大澤 潤也 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前11時40分 6 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第836号 千葉県習志野市実栗2丁目14番33-101号 債務者 柴田 耕平 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上杉 浩介 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時20分 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第182号 愛知県豊橋市中岩田1丁目15番地の7 債務者 杉浦 雄司 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 和之 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部 令和7年(フ)第860号 千葉市稻毛区長沼原町785番地 ピライケノベ3号館303号 債務者 森田 有香 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西田 祥子 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第870号 千葉市花見川区花園町2445番地46 メゾンときわ花園101号 債務者 池田 裕昭 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 拓朗 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第956号 千葉市稻毛区稻毛東3丁目13番6号 スタントニア稻毛201号 債務者 鶴田 星緒 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 榎田 東生 4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第760号 千葉市美浜区幸町2丁目21番5-1003号 債務者 橋本 雅(旧姓千葉) 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上杉 浩介 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
---	--

令和7年(フ)第278号 千葉県市川市曾谷4丁目8番12号 債務者 吉元 優一 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 泉 韶子 4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第234号 宮崎市佐土原町下那珂1901番地23 債務者 濑川 浩美(旧姓村上) 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塚本 祥雄 4 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第274号 宮崎市大字跡江3357番地1 グローリィ一生 目301号 債務者 小松 秀信 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土井 政人 4 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第64号 宮崎県都城市野々美谷町3013番地1 債務者 福田 千鶴 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹内 大樹 4 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 宮崎地方裁判所都城支部
令和7年(フ)第4号 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町150番地 八 田第三県職員宿舎313号室 債務者 吉見 裕一 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩田 杏子 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 松江地方裁判所西郷支部破産係
令和7年(フ)第2183号 大阪市淀川区西宮原2丁目5番23-214号 債務者 赤塚愛優美

令和7年(フ)第836号 愛知県知多市日長字神山畔47番地 債務者 水流 澄子 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第229号 函館市恵山町112番地1 債務者 三好 広孝 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第232号 函館市大川町12番2-106号 大川団地2号棟 債務者 佐藤 礼子 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第35号 三重県志摩市阿児町立神2711番地 債務者 ナカヤ庭苑こと 中谷 文人 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係
令和7年(フ)第36号 三重県志摩市阿児町立神2711番地 債務者 中谷 春代 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係
令和7年(フ)第836号 愛知県名古屋市九之坪町口53番地2 サン フローラ・1N201号室、住民票上の住所岐 阜県揖斐郡大野町大字黒野1850番地1 債務者 後藤 純希 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1015号 愛知県北名古屋市九之坪町口53番地2 サン フローラ・1N201号室、住民票上の住所岐 阜県揖斐郡大野町大字黒野1850番地1 債務者 後藤 純希 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1123号 愛知県日進市岩崎台2丁目1501番地 シュロ ス岩崎301 債務者 中嶋 透生 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1223号 愛知県春日井市穴橋町1606番地14 ジョワイ ユ21 202号 債務者 犬飼 葉月 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1297号 名古屋市港区浜1丁目8番4号 ポートハウ ス丸山101号 債務者 稲垣 穎久 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1310号
名古屋市中川区かの里1丁目1407番地 ハ一
モニ-203号
債務者 緒方 玲朗
1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1335号
愛知県春日井市鳥居松町7丁目106番地7
債務者 藤原 良二
1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1336号
名古屋市瑞穂区神前町1丁目29番地の3
債務者 金城 沙紀(旧姓和田)
1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1405号
名古屋市西区枇杷島4丁目5番16号 アル
ファーエイト205号
債務者 曾我 望未
1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第165号
福岡県久留米市三潴町玉満74番地7
債務者 廣田裕美子

1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第166号
福岡県久留米市田主丸町常盤606番地1
債務者 倉富 正人
1 決定年月日時 令和7年6月30日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第169号
福岡県久留米市大善寺町夜明1194番地2
債務者 中園 弘美
1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第136号
長崎県長崎市滑石5丁目5番30-203号
債務者 高月久美子
1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
 長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第82号
長崎県佐世保市南風崎町834番地、前住所大分県日田市本庄町3番18号 レオパレスL1
F E102号
債務者 溝口 剛史
1 決定年月日時 令和7年6月26日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第61号

北海道網走郡美幌町字稻美92番地の80 ヴィラナリー網走C-32号室

債務者 鈴木 千織

1 決定年月日時 令和7年7月1日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係
令和7年(フ)第64号

北海道網走郡津別町字共和21番地80

債務者 佐藤 美樹

1 決定年月日時 令和7年7月1日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係
令和7年(フ)第1012号

埼玉県和光市南1丁目3番8-801号 クリソベール本丸

債務者 伊原 隆夫

1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1071号

埼玉県川口市上青木西3丁目5番31号
シェーネ302号

債務者 土屋友希江

1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第223号

埼玉県越谷市大字砂原1470番地7
債務者 作山 智則

1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第367号

埼玉県三郷市中央5丁目29番地6 ソーラーメゾンB101
債務者 向田 茉緒

1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第368号

埼玉県三郷市中央5丁目29番地6 ソーラーメゾンB101
債務者 向田 優果

1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第392号

埼玉県越谷市大字大吉601番地10
債務者 磯部しげ子

1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第404号 埼玉県三郷市彦成3丁目11番11-604号 債務者 上山 美和 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和7年(フ)第15号 熊本県人吉市下薩摩瀬町774番地 コーポサツマゼ101 債務者 田中 敬博 1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月29日午前11時 熊本地方裁判所人吉支部
令和7年(フ)第425号 埼玉県春日部市大場1445番地2 島田ハイツ102 債務者 米川 晶子 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部	1 決定年月日時 令和7年7月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月24日午後1時10分 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第4347号 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸205-1 みづばメゾン大宮南中丸 債務者 山田二千六 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第198号 神奈川県相模原市南区新磯野2丁目13番14号 サンハイム302 債務者 大石 万勇(旧姓佐藤) 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	1 決定年月日時 令和7年7月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月24日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第4348号 東京都江戸川区南葛西5丁目7-18 メゾン南葛西 債務者 栗城紗智子 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第244号 相模原市南区御園5丁目10番13号 ライフアップ御園103 債務者 伊勢功守孝 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	1 決定年月日時 令和7年7月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月24日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第4370号 東京都練馬区南田中1丁目14-11-203 債務者 山内 明弥 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第330号 相模原市中央区横山台2丁目4番5号 メゾン横山台202 債務者 岡野佐知子	1 決定年月日時 令和7年6月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月18日午後1時30分 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第323号 愛知県豊田市青木町1丁目31番地58 青木ヒルズαⅡ 108号 債務者 山村 一磨

令和7年(フ)第4372号 東京都北区浮間2丁目5-20 東京福祉新赤羽センタービル 債務者 柳原富美子 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4428号 東京都豊島区東池袋3丁目22-21-310 債務者 谷中 慎一 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4435号 東京都葛飾区西水元5丁目6-13 債務者 高橋 雅行 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4446号 東京都中野区新井1丁目2-21-206 債務者 高橋 利政 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4374号 東京都荒川区西尾久4丁目27-1-303 債務者 檜山 和美 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4429号 埼玉県川口市領家2丁目8-12-103 債務者 吉岡 裕恵 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4437号 東京都江戸川区西一之江3丁目12-21-203 債務者 松本 健利 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4488号 東京都足立区関原3丁目28-9-101 債務者 新井ありさ 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4375号 東京都足立区花畠8丁目4-11-505 債務者 阿部 令子 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4432号 東京都世田谷区桜上水4丁目9-19-206 債務者 井上 幸洋 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4438号 東京都豊島区南大塚3丁目32-13 伊藤ビル 第二 604 債務者 中村 愛伽 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4490号 東京都墨田区立川4丁目13-6-402 債務者 荒井 董 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4414号 東京都墨田区墨田2丁目26-17-204 債務者 大前 和義 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4434号 東京都江戸川区東小岩5丁目28-3-101 債務者 三輪野浩昭 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4444号 東京都世田谷区北沢2丁目28-7 エルフエ アシティ下北沢II 304 債務者 村上 亜美 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4504号 東京都葛飾区細田5丁目14-19-102 債務者 四位 京子 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
19	令和7年7月11日 金曜日 19	令和7年(フ)第4444号 東京都世田谷区北沢2丁目28-7 エルフエ アシティ下北沢II 304 債務者 村上 亜美 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4504号 東京都葛飾区細田5丁目14-19-102 債務者 四位 京子 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4505号

東京都葛飾区東金町5丁目21-12-101

債務者 飯塚 直也

- 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4511号

東京都新宿区百人町2丁目20-23-201

債務者 洪 順福

- 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4548号

東京都江戸川区南小岩1丁目6-25-305

サンハイム松丸II

債務者 タニダ ロレナ ナティビダット

- 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4552号

東京都豊島区要町1丁目37-18-202

債務者 亀田 浩平

- 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2508号

大阪市天王寺区大道3丁目5番2号 プライムコート天王寺大道202号

債務者 井岡 優太

- 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月19日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2774号

大阪府豊中市利倉西1丁目6番21-201号

債務者 上岡 秀樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月12日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4212号

東京都国立市西2丁目25-8-203

債務者 下園 駿

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4213号

愛知県名古屋市北区中切町5丁目1 県営川中住宅3棟707

債務者 ふじやまあいこと ガディ クリストル ジャンセン

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午後2時

破産手続終結

令和6年(フ)第1386号

千葉市緑区おゆみ野南1丁目18番地3 アネックスワイン301号、開始決定時の住所千葉市緑区おゆみ野中央3丁目1番地39

破産者 西田 雄郎

- 1 決定年月日 令和7年6月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1407号

千葉県市原市島野1908番地1-101

破産者 株式会社三機

- 1 決定年月日 令和7年6月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1624号

千葉市美浜区中瀬1丁目3番地幕張テクノガーデン

破産者 株式会社KHCW

- 1 決定年月日 令和7年6月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第78号

千葉県木更津市潮見6丁目3番地4

破産者 株式会社松本

- 1 決定年月日 令和7年7月1日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

千葉地方裁判所木更津支部
令和6年(フ)第1618号

札幌市西区野6条1丁目5番8号

破産者 株式会社B A S E

- 1 決定年月日 令和7年7月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第101号

福島市下野寺字二反田6番地の1

破産者 株式会社双葉商會

- 1 決定年月日 令和7年7月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福島地方裁判所

令和5年(フ)第326号

千葉県佐倉市上座558番地26 マイキヤツスルユーカリが丘104号

破産者 岡田 定一

- 1 決定年月日 令和7年7月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第181号

千葉県四街道市下志津新田2524番地24(メテオールA104)

破産者 関水 繁

- 1 決定年月日 令和7年7月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第360号 千葉県佐倉市鎧木町2丁目8番地2 破産者 廣川 信之 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所佐倉支部	令和6年(フ)第2130号 東京都あきる野市渕上286番地1 破産者 有限会社石井機械工業 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年7月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和6年(フ)第2674号 名古屋市北区水切町4丁目53番地の5 破産者 永井 達也 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和4年(フ)第272号 熊本市西区上高橋1丁目6番28号 破産者 株式会社星城電気 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第151号 東京都小金井市前原町5丁目8番9号カルテット201 破産者 當麻 英子 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所	令和6年(フ)第31号 和歌山県東牟婁郡古座川町月野瀬157番地2、 前住所大阪府羽曳野市はびきの3丁目316番地の135 破産者 芝 克也 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所田辺支部
令和5年(フ)第621号 熊本県中央区神水1丁目26番5号 破産者 株式会社新星不動産 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和5年(フ)第192号 富山市上袋686番地1 破産者 有限会社丸栄黒川仏壇店 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 富山地方裁判所民事部	令和6年(フ)第861号 埼玉県所沢市北野南1-5-1 アネックス 鈴木207、住民票上の住所栃木県下野市下古山901番地1 破産者 高山 裕利 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所	令和6年(フ)第49号 鹿児島県奄美市名瀬長浜町29番31号(右 101号)、前住所大阪府豊中市小曾根1丁目9 番1-103号 破産者 満村 心美 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係
令和3年(フ)第5882号 東京都足立区千住中居町10-5-102 破産者 武田 常廣 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和3年(フ)第250号 静岡県三島市中島199番地の1 破産者 株式会社フジカラーフォトセンター 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和6年(フ)第1924号 愛知県春日井市高蔵寺町3丁目7番地1 サンマンションアトレ高蔵寺駅前604、住民票 上の住所愛知県春日井市高森台4丁目18番地 17 破産者 今井 修 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年(フ)第3098号 神奈川県藤沢市打戻1804番地の7 破産者 若松 正人 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和5年(フ)第7275号 東京都世田谷区三宿1丁目24-19-302、開始決定時の住所東京都世田谷区池尻4丁目 11-1-103 破産者 渡辺 真人 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	破産手続終結及び免責許可決定 令和6年(フ)第114号 栃木県小山市大塚1丁目34番地13 グラン オーパF棟101号 破産者 寺崎 祥久	名古屋地方裁判所民事第2部	

令和3年（フ）第251号	静岡県三島市壱町田104番地の1 シャリエ 三島壱町田112 破産者 松井 哲 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和6年（フ）第303号	静岡県田方郡函南町上沢654番地 破産者 安永 正央 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和6年（フ）第199号	京都市山科区東野八代48番地81、開始決定時の住所京都市山科区西野山中臣町44-58 R-smart麹辻101号室 破産者 合田公美子 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年（フ）第1117号	京都市西京区大枝北沓掛町4丁目34番地24 破産者 市坪 邦夫 1 決定年月日 令和7年7月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日	令和7年（フ）第194号 広島市安佐北区白木町志路2883-2 破産者 有限会社縫製憩乃家 1 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 2 一般調査期日 令和7年9月24日午後4時 令和7年7月2日 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（フ）第45号	群馬県高崎市倉渕町三ノ倉265番地2 破産者 原田 正則 1 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 2 一般調査期日 令和7年9月29日午前10時30分 令和7年6月30日 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年（フ）第32号	広島県福山市東深津町2丁目15番5号、旧住所広島県福山市引野町1006番地3 破産者 和田 光正 1 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 2 一般調査期日 令和7年9月16日午前11時20分 令和7年7月3日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年（フ）第39号	北海道北見市光西町208番地 破産者 株式会社ときわスポーツ 1 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで 2 一般調査期日 令和7年10月2日午前10時 令和7年7月3日 釧路地方裁判所北見支部破産係
令和5年（フ）第638号	大阪市東住吉区中野3丁目8番11-103号 破産者 M K T サポートこと 丸山 崇 1 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで 2 一般調査期日 令和7年9月11日午後2時 令和7年7月2日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年（フ）第1573号	大阪市旭区赤川2丁目7番9号 メゾンDE リオ 401 破産者 佐藤 えみ（旧姓向井） 1 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで 2 一般調査期日 令和7年9月8日午後2時30分 令和7年7月2日 大阪地方裁判所第6民事部

破産債権の特別調査期間	令和6年（フ）第29号 福島県南相馬市鹿島区岡和田字塙畑75番地 破産者 齊藤 秀美 特別調査期間 令和7年8月1日から令和7年8月10日まで 令和7年7月3日 福島地方裁判所相馬支部
債権者集会招集	令和4年（フ）第2923号 大阪府摂津市鶴野3丁目3-20、商業登記簿上の本店所在地大阪府摂津市鳥飼中3丁目7番11号 破産者 株式会社G B コールドライン 1 期日 令和7年8月21日午後1時30分 2 会議の目的 破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告 令和7年7月2日 大阪地方裁判所第6民事部
令和4年（フ）第2924号	大阪市西区江戸堀2-1-1 江戸堀センターB1F、商業登記簿上の本店所在地大阪府摂津市鳥飼中3丁目7番11号 破産者 株式会社ウイズキャリア 1 期日 令和7年8月21日午後1時30分 2 会議の目的 破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告 令和7年7月2日 大阪地方裁判所第6民事部
書面による計算報告	京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年（フ）第15号 京都市山科区竹鼻四丁野町10番地1 グランリミテッドC 破産者 森居 幸助 1 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 2 一般調査期日 令和7年10月1日午前11時15分 令和7年7月3日 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年（フ）第9号	京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年（フ）第9号 和歌山県田辺市目良11番32号 破産者 有限会社ホームヘルプ24 1 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 2 一般調査期日 令和7年10月8日午前11時30分 令和7年7月2日 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年（フ）第471号	和歌山地方裁判所田辺支部 令和7年（フ）第395号 京都市下京区松原通油小路東入天神前町333番地 破産者 株式会社齊藤商店 1 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで 2 一般調査期日 令和7年10月1日午後3時 令和7年7月3日 京都地方裁判所第5民事部破産係

<p>令和6年(フ)第1868号 千葉県船橋市行田1丁目43番15号 第1佐久間荘202号 破産者 柴田 兼好 異議申述期間 令和7年8月26日まで 令和7年7月2日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第48号 千葉県成田市西大須賀550番地(寮29号室) 破産者 大津 純也 異議申述期間 令和7年8月28日まで 令和7年7月3日 千葉地方裁判所佐倉支部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年6月27日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。</p> <p>東京地方裁判所民事第20部 令和7年(ヒ)第3022号 大阪市中央区北久宝寺町2丁目1番7号本町和光ビル内 清算株式会社 株式会社吉川化学工業所 代表清算人 吉川 尚人</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月12日まで</p> <p>さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(再イ)第53号 埼玉県入間市下藤沢4丁目23番地9 再生債務者 野本 剛</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月13日まで</p> <p>さいたま地方裁判所第3民事部 令和7年(再イ)第58号 埼玉県ふじみ野市上野台1丁目4番1-1313号 再生債務者 大好 瞳博</p>
<p>令和6年(フ)第91号 宮崎県都城市高町桜木1452番地1 レジデンス桜201号室、前住所京都府綾喜郡宇治田原町大字郷之口小字長井野29番地の4 破産者 中谷 佳奈(旧姓木寄) 異議申述期間 令和7年9月2日まで 令和7年7月3日 宮崎地方裁判所都城支部</p> <p>免責許可決定</p> <p>令和7年(ヲ)第116号(原審神戸地方裁判所伊丹支部令和5年(フ)第147号) 兵庫県宝塚市花屋敷莊園4丁目2番11号 抗告人(原審破産者) 原田 愛海</p> <p>1 決定年月日 令和7年6月4日 2 主文 原決定を取り消す。 抗告人の免責を許可する。</p> <p>大阪高等裁判所第11民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年6月30日 2 決議に付する決定及び債権者集会招集</p> <p>大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(再)第15号 大阪市大正区南恩加島6丁目17番4号 再生債務者 株式会社中田運輸</p> <p>1 決議に付する計画案 令和7年6月13日付け 再生債務者提出の再生計画案</p> <p>2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの</p> <p>3 債権者集会</p> <p>(1) 期日 令和7年8月8日午後2時 (2) 会議の目的 再生計画案の決議</p> <p>4 書面投票期間 令和7年8月4日まで</p> <p>5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年7月28日 令和7年6月30日</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月12日まで</p> <p>さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(再イ)第31号 愛知県豊田市平芝町2丁目1番地4 第2日 高ハイソ305号 再生債務者 KWOK SEIMSANO SWALDO</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月5日まで</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで</p> <p>さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(再イ)第105号 千葉県八千代市緑が丘西7丁目17番地1 再生債務者 松井 靖枝</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月20日まで</p> <p>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(再イ)第23号 千葉県四街道市旭ヶ丘1丁目11番6号 再生債務者 遠藤 健悟</p>
<p>免責審尋期日</p> <p>令和7年(フ)第942号 東京都台東区台東2丁目21-14 山田ビル3F 破産者 ラケシュジェイシャーこと SHAH RAKESH JAYANTILAL 審尋期日 令和7年10月1日午前11時 令和7年6月27日 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>特別清算開始</p> <p>令和7年(ヒ)第2043号 東京都中野区松が丘2丁目19番11号 清算株式会社 興和サイン株式会社 代表清算人 高橋 芳文</p>	<p>大阪地方裁判所第6民事部 小規模個人再生による再生手続開始</p> <p>令和7年(再イ)第29号 千葉県印西市原山2丁目1番地1棟103号 再生債務者 中村 勝弘</p> <p>1 決定年月日時 令和7年6月26日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月14日まで</p> <p>千葉地方裁判所佐倉支部 令和7年(再イ)第47号 埼玉県川越市大字下新河岸53番地32 (ハイツ幹205号室) 再生債務者 下川 克士</p>	<p>名古屋地方裁判所岡崎支部 令和7年(再イ)第32号 埼玉県久喜市菖蒲町上稻間2757番地6(申立時の住所埼玉県新座市石神1丁目9番12号) 再生債務者 中川 香奈(旧姓宝泉、申立時の氏山田)</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月13日まで</p> <p>さいたま地方裁判所第3民事部 令和7年(再イ)第59号 さいたま市見沼区大字南中野3014番地4 再生債務者 太田 浩之</p>	<p>千葉地方裁判所佐倉支部 令和7年(再イ)第8号 長野市篠ノ井小松原105番地1 再生債務者 山寄 修平</p> <p>1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月13日まで</p> <p>長野地方裁判所民事部再生係</p>

令和7年(再イ)第12号
長野市青木島町青木島乙548番地1
再生債務者 前田 泰徳
1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月13日まで

長野地方裁判所民事部再生係
令和7年(再イ)第13号
岐阜県恵那市長島町中野100-23ビレッジハウスマジック2-401号室(住民票上住所)
五所川原市大字水野尾字清川27-3
再生債務者 太田 靖浩
1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月20日まで

岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年(再イ)第100号
名古屋市名東区神丘町2丁目34番地の1 グリーンベル神丘公園402号
再生債務者 白木 伯彦
1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第145号
愛知県半田市新居町4丁目145番地の12
再生債務者 樋高 善幸
1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第166号
愛知県知多郡武豊町字梨子ノ木5丁目236番地
再生債務者 大川 浩孝

1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第57号
愛知県西尾市鵜ヶ池町茅場3番地
再生債務者 澤田 純一
1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第36号
兵庫県尼崎市南塚口町2丁目15番14号ウイット南塚口201号
再生債務者 稲家 志保
1 決定年月日時 令和7年7月2日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月13日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第8号
山口県柳井市柳井4561番地11
再生債務者 橋詰 直樹
1 決定年月日時 令和7年7月2日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月13日まで

山口地方裁判所岩国支部

令和7年(再イ)第128号
北海道江別市上江別東町46番地の2
再生債務者 加藤 友也
1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月14日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第141号

札幌市中央区北4条西17丁目1番地12 P R
I M E 知事公館603号

再生債務者 稲荷 若奈

1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月14日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第26号

三重県三重郡菰野町大字小島417番地180

再生債務者 中村 韶

1 決定年月日時 令和7年7月3日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月7日まで

津地方裁判所四日市支部

令和7年(再イ)第14号

奈良県香芝市五位堂4丁目232番地4

再生債務者 平 敬介

1 決定年月日時 令和7年6月26日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月14日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(再イ)第22号

長崎県長崎市西海町3477番地10

再生債務者 岡田 康介

1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月28日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第42号
岡山市南区豊浜町13番48号 ロジエ岡本301
号室(旧住所)岡山市東区橋原485番地3
シティハイツ藤原206号室
再生債務者 高坂 佳渡

1 決定年月日時 令和7年7月2日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月18日まで

岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(再イ)第23号
茨城県那珂郡東海村村松北2-7-19 ルミ
エール205(住民票上の住所)埼玉県北足立
郡伊奈町本町1丁目385番地2)
再生債務者 丹治 政尚

1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年9月2日まで

水戸地方裁判所
令和7年(再イ)第70号
神戸市兵庫区三石通3丁目2番30号 アカリ
工神戸106
再生債務者 尾上 将吾

1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月19日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年(再イ)第8号
愛媛県新居浜市中村4丁目15番35号
再生債務者 岡田 鈴香

1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月18日まで

松山地方裁判所西条支部

令和7年（再イ）第21号 茨城県水戸市住吉町64番地の30 再生債務者 大津 拓尙 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年9月3日まで 水戸地方裁判所	3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月20日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第24号 北海道旭川市東光4条1丁目4番11号 再生債務者 大野 貴晶 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年9月4日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年（再イ）第269号 千葉県船橋市夏見台1-8-18-207 再生債務者 沼田 光正 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年9月3日まで 東京地方裁判所民事部第20部	1 決定年月日時 令和7年7月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年9月3日まで 東京地方裁判所民事部第20部	令和7年（再イ）第10号 香川県善通寺市弘田町1073番地1 再生債務者 中村 涼 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月27日まで 高松地方裁判所丸亀支部
令和7年（再イ）第7号 岐阜県可児市鳩吹台4丁目175番地 再生債務者 森 沙也加 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月13日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部	1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月13日まで 福岡地方裁判所田川支部	令和7年（再イ）第8号 福岡県田川市大字猪国1432番地1 再生債務者 大場 常美 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月21日まで 旭川地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第97号 大阪府豊中市東豊中町1丁目19番7号 再生債務者 船越 直人 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月20日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月27日まで 長崎地方裁判所大村支部	令和7年（再イ）第12号 長崎県諫早市津水町30番地15 ビレッジハウ ス津水2棟101号 再生債務者 辻本 敏男 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月28日まで 青森地方裁判所弘前支部
令和7年（再イ）第164号 大阪市港区磯路3丁目3番26号 再生債務者 松友 則親 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年7月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月21日まで 旭川地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第7号 福島県大沼郡金山町大字本名字上通188番地 再生債務者 五ノ井和利 1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年9月4日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係
令和7年（再イ）第29号 群馬県伊勢崎市下触町842-2 ムーンライ ト204（住民票上の住所）群馬県邑楽郡千代 田町大字下中森62番地の1 再生債務者 小島 悠介 1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月21日まで 津地方裁判所松阪支部		

令和7年(再イ)第15号 佐賀県藤津郡太良町大字大浦丙387番地2 再生債務者 川下 勝利 1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月21日まで 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係 小規模個人再生による書面決議に付する決定	令和7年(再イ)第2号 千葉県佐倉市八幡台3丁目16番1号 再生債務者 中野 勝子 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年7月1日 千葉地方裁判所佐倉支部 令和7年(再イ)第35号 東京都江戸川区中葛西7-25-3-201 再生債務者 大熊 正倫 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年7月2日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(再イ)第61号 東京都豊島区西池袋2-7-5-203 再生債務者 木村 真臣 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年7月2日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(再イ)第93号 東京都練馬区石神井町1-7-26 再生債務者 森田 良 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年7月2日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(再イ)第3号 宮城県気仙沼市百目木112番地13 再生債務者 菅原 一葵 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年7月2日 仙台地方裁判所気仙沼支部	令和7年(再イ)第2号 福島市宮代字植田前12番地の18 再生債務者 本田新次郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年7月2日 福島地方裁判所 令和6年(再イ)第75号 埼玉県春日部市小渕1238番地10 再生債務者 中尾シーリングこと 中尾 宗隆 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年7月2日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係 令和7年(再イ)第12号 埼玉県越谷市大字下間久里459番地5 再生債務者 鈴木 友也 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年7月2日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係 令和7年(再イ)第1号 千葉県佐倉市井野1372番地14 再生債務者 石原 弘之 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年7月2日 千葉地方裁判所佐倉支部 令和7年(再イ)第17号 川崎市多摩区三田4丁目1番地43 ラ・ ヴェール三田 303 再生債務者 山口 達也 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年7月2日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年(再イ)第22号 川崎市幸区古市場1786番地 県営サンハイツ 古市場 1-405 再生債務者 高橋 真美 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年7月2日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年(再イ)第12号 茨城県水戸市笠原町1652番地の14 再生債務者 木戸 浩智 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年7月3日 水戸地方裁判所 令和7年(再イ)第9号 埼玉県行田市大字長野1829番地3 ビレッジ ハウス行田4-301 再生債務者 弓田 賢太 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年7月2日 さいたま地方裁判所熊谷支部 令和7年(再イ)第13号 東京都武蔵村山市本町1丁目29番地の2ミ ニョン201号 再生債務者 根本 望 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年7月3日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(再イ)第99号 静岡市清水区梅ヶ谷209番地の1 105号室 再生債務者 渡邊 祐也 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年7月3日 静岡地方裁判所民事第2部
---	--	---

令和7年（再イ）第10号 静岡市清水区広瀬810番地の22 再生債務者 村田 史乃（旧姓小川） 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年7月3日 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第5号 群馬県高崎市下中居町252番地1 再生債務者 木村 裕二 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 30日まで 令和7年7月2日 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年（再イ）第3号 北海道登別市若山町3丁目27番地74 再生債務者 本田 勇 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月3日 札幌地方裁判所室蘭支部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月3日 那霸地方裁判所石垣支部
令和7年（再イ）第9号 佐賀県三養基郡上峰町大字堤1651番地278 再生債務者 江頭亜由美 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年7月3日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年（再イ）第14号 福井県坂井市丸岡町下安田第13号1番地28 再生債務者 清田 孝徳 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 30日まで 令和7年7月2日 福井地方裁判所	令和7年（再イ）第8号 北海道伊達市南黄金町68番地6 再生債務者 和田みどり 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月3日 札幌地方裁判所室蘭支部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年7月2日 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年（再イ）第5号 石川県白山市河内町福岡戻2番地 再生債務者 出口 正和 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 29日まで 令和7年7月3日 金沢地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第19号 大阪市大正区平尾2丁目24番4-711号（旧 住所 大阪市大正区泉尾5-2-2-405） 再生債務者 金田 由枝 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 30日まで 令和7年7月2日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第3号 福島県いわき市常磐湯本町天神74番地の8 再生債務者 渡邊 正一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月3日 福島地方裁判所いわき支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年7月2日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係
令和7年（再イ）第3号 北海道恵庭市黄金南6丁目9番地1（グラン ドミラージュV205号） 再生債務者 川村 学 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 30日まで 令和7年7月2日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年（再イ）第4号 和歌山市森小手穂809番地12 再生債務者 板崎 和幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 30日まで 令和7年7月2日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第4号 福島県いわき市常磐湯本町天神74番地の8 再生債務者 渡邊 明美 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月3日 福島地方裁判所いわき支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年7月3日 新潟地方裁判所長岡支部再生係
令和7年（再イ）第33号 札幌市白石区栄通20丁目8番15-202号 再生債務者 山田 光 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 30日まで 令和7年7月2日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年（再イ）第5号 和歌山市今福2丁目3番39号 クレイノ令和 106 再生債務者 有本 萌菜 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 30日まで 令和7年7月2日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第7号 松江市雜賀町1515番地 メゾンサイカ501 再生債務者 川谷 健次 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月3日 松江地方裁判所民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年7月3日 神戸地方裁判所尼崎支部
令和7年（再イ）第28号 岡山市南区福富東2丁目24番3号 再生債務者 山下 裕子 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年7月2日 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第4号 鹿児島県鹿児島市唐湊3丁目46番3号 再生債務者 長野 晴彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年7月2日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	令和7年（再イ）第1号 新潟県長岡市千代栄町778番地12 再生債務者 保科 圭伸 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年7月3日 新潟地方裁判所長岡支部再生係	令和7年（再イ）第37号 兵庫県尼崎市杭瀬南新町4丁目12番10号 再生債務者 上本 英和 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年7月3日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年（再イ）第12号 徳島県徳島市名東町2丁目140番地の6 再生債務者 稲井 隆幸	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日まで 令和7年7月3日 徳島地方裁判所民事部
令和6年（再イ）第57号 熊本市東区湖東2丁目5番9号 パークサイドコート201 再生債務者 田中 伸幸	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月24日まで 令和7年7月3日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年（再イ）第3号 青森県五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼153番地28 再生債務者 けんず屋こと 荒閑 兼光	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日まで 令和7年7月3日 青森地方裁判所五所川原支部個人再生係
令和7年（再イ）第12号 宮崎市阿波岐原町乙名無田951番地2 再生債務者 秋元マリ子	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日まで 令和7年7月3日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止 令和7年（再イ）第103号 札幌市中央区南1条東4丁目7番地 ワタナベレジデンス506号 再生債務者 金住 敬子	1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。 令和7年7月3日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第2号 香川県観音寺市豊浜町和田浜605番地 再生債務者 田井 研三	1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年7月3日 高松地方裁判所観音寺支部
給与所得者等再生による再生手続開始 令和7年（再口）第10号 埼玉県飯能市大字双柳1246番地11 再生債務者 山本 正彦	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（再口）第1号 千葉県佐倉市白銀3丁目10番地3 再生債務者 関 孝弘	1 決定年月日時 令和7年7月2日午後4時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月20日まで 千葉地方裁判所佐倉支部
令和6年（再口）第8号 札幌市北区屯田8条11丁目9番16号 再生債務者 佐々木賢治	1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部	4 所在 池田市八王寺1丁目 地番 132番25 地目 宅地 地積 10.65平方メートル	
令和7年（再口）第1号 岩手県八幡平市田頭第2地割5番地3 再生債務者 酒井 順子	5 所在 池田市八王寺1丁目 地番 134番9 地目 宅地 地積 6.78平方メートル	
1 決定年月日時 令和7年7月3日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月28日まで 盛岡地方裁判所第2民事部	所有者不明土地管理命令に関する異議の催告	
次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。		
令和7年（チ）第6号 福島県会津若松市扇町3丁目5番地の6 申立人 会津よつば農業協同組合 住所・居所 不明 (最後の住所) 福島県大沼郡会津美里町勝原字西勝19番地 (不動産登記記録上の住所) 福島県大沼郡会津高田町大字勝原字西勝19番地 所有者 亡前田幸男相続財産 届出期間満了日 令和7年8月30日 令和7年6月30日 福島地方裁判所会津若松支部		
(別紙) 物件目録		
1 所在 大沼郡会津美里町勝原字大連寺 地番 8番1 地目 畑 地積 200平方メートル	1 所在 大沼郡会津美里町勝原字大連寺 地番 8番1 地目 畑 地積 200平方メートル	
2 所在 大沼郡会津美里町勝原字大連寺 地番 8番2 地目 畑 地積 230平方メートル	2 所在 大沼郡会津美里町勝原字大連寺 地番 8番2 地目 畑 地積 230平方メートル	
3 所在 大沼郡会津美里町勝原字大連寺 地番 8番3 地目 畑 地積 230平方メートル	3 所在 大沼郡会津美里町勝原字大連寺 地番 8番3 地目 畑 地積 230平方メートル	
4 所在 大沼郡会津美里町勝原字大連寺 地番 8番4 地目 畑 地積 800平方メートル	4 所在 大沼郡会津美里町勝原字大連寺 地番 8番4 地目 畑 地積 800平方メートル	
5 所在 大沼郡会津美里町勝原字大連寺 地番 8番5 地目 畑 地積 28平方メートル	5 所在 大沼郡会津美里町勝原字大連寺 地番 8番5 地目 畑 地積 28平方メートル	

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載 官報

掲載の日付

令和7年6月16日

掲載頁

八十八頁

(号外第一三三二号)

(乙)掲載 官報

掲載の日付

令和7年6月16日

掲載頁

九十八頁

(号外第一三三二号)

(丙)掲載 官報

掲載の日付

令和7年6月16日

掲載頁

九十八頁

(号外第一三三二号)

(丁)掲載 官報

掲載の日付

令和7年6月16日

掲載頁

九十八頁

(号外第一三三二号)

令和7年7月11日

石川県金沢市東蚊爪町四七番地一

式会社 (旧商号 株式会社アペックス)

クス) 代表取締役 飛弾 芳彦

石川県金沢市東蚊爪町四七番地一〇

(乙) 西金運輸株式会社

代表取締役 飛弾 芳彦

石川県金沢市東蚊爪町四七番地一〇

(丙) 有限会社藤和商運

代表取締役 飛弾 芳彦

石川県金沢市東蚊爪町四七番地一〇

(丁) 大栄自動車工業株式会社

代表取締役 飛弾 芳彦

左記会社は吸収分割して甲は乙の全ての事業に

関する権利義務を承継し乙はそれを承継させる

とにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

令和7年7月11日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治

安田生命ビル一階 (甲) F K 株式会社

代表取締役 マイケル・ロンゴ

(乙) 富士ソフト株式会社

代表取締役 室岡 光浩

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社S Dボトラーズ(乙)、住所大阪府東大阪市高井田本通一丁目三番二二号の大坂エリアの自動販売機ベンダー事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲)掲載 紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年7月11日

掲載頁 二頁

(乙)掲載 紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年7月11日

掲載頁 二頁

令和7年7月11日

東京都足立区古千谷本町一丁目一番八号

株式会社S Dベンディング

代表取締役 芳屋 昌治

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

群馬県館林市下早川田町七〇八番地二

有限公司中村商事

代表取締役 中村 茂美

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

札幌市中央区南十二条西一丁目一番一一四号

ジエントルサービスジャパン合同会社

代表社員 佐藤 靖

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

名古屋市中村区名駅四丁目一一番二七号

有限公司中村商事

代表取締役 渡辺 廣利

(甲) 豊田通商システムズ株式会社

代表取締役 渡辺 廣利

(乙) 株式会社豊通システムズ

代表取締役 清野 耕司

令和7年7月11日

東京都中央区京橋二丁目二番二号京橋工

ジヤパン合同会社

代表社員 鈴木 徹

掲載の日付 令和7年4月23日

掲載頁 八十七頁

(号外第九十一号)

令和7年7月11日

札幌市東区伏古二条五丁目三番二〇号

合同会社ベルクリエート

代表社員 鈴木 徹

発事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

計算書類の公告義務はありません。

令和7年7月11日

群馬県館林市下早川田町七〇八番地二

有限公司中村商事

代表取締役 中村 茂美

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

群馬県館林市下早川田町七〇八番地二

有限公司中村商事

代表取締役 中村 茂美

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

群馬県館林市下早川田町七〇八番地二

有限公司中村商事

代表取締役 中村 茂美

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

群馬県館林市下早川田町七〇八番地二

有限公司中村商事

代表取締役 中村 茂美

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

群馬県館林市下早川田町七〇八番地二

有限公司中村商事

代表取締役 中村 茂美

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

群馬県館林市下早川田町七〇八番地二

有限公司中村商事

代表取締役 中村 茂美

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

群馬県館林市下早川田町七〇八番地二

有限公司中村商事

代表取締役 中村 茂美

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

群馬県館林市下早川田町七〇八番地二

有限公司中村商事

代表取締役 中村 茂美

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

群馬県館林市下早川田町七〇八番地二

有限公司中村商事

代表取締役 中村 茂美

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

群馬県館林市下早川田町七〇八番地二

有限公司中村商事

代表取締役 中村 茂美

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

群馬県館林市下早川田町七〇八番地二

有限公司中村商事

代表取締役 中村 茂美

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

群馬県館林市下早川田町七〇八番地二

有限公司中村商事

代表取締役 中村 茂美

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

群馬県館林市下早川田町七〇八番地二

有限公司中村商事

代表取締役 中村 茂美

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

群馬県館林市下早川田町七〇八番地二

有限公司中村商事

代表取締役 中村 茂美

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

群馬県館林市下早川田町七〇八番地二

有限公司中村商事

代表取締役 中村 茂美

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

群馬県館林市下早川田町七〇八番地二

有限公司中村商事

代表取締役 中村 茂美

(甲)掲載 紙 官報

掲載の日付 令和7年6月21日

掲載頁 三頁

(乙) https://www.tsyocom.co.jp/publicnotice/

令和7年7月11日

群馬県館林

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十一日
東京都町田市金井ヶ丘二丁目三七番一四号
i S L a n d 合同会社
代表社員 島 一仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十一日
横浜市鶴見区朝日町二丁目七二番地
合資会社上條不動産部
代表社員 上條富士雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十一日
横浜市西区西平沼町一一番三二号
合同会社ヴィーナス
代表社員 新樂 羊三

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十一日
横浜市西区西平沼町一一番三二号
合同会社ヴィーナス
代表社員 新樂 羊三

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十一日
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷秋葉九
七〇二番地 合同会社 S E S S I O N S
代表社員 井原 達人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十一日
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷秋葉九
七〇二番地 合同会社 S E S S I O N S
代表社員 井原 達人

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十一日
兵庫県芦屋市東山町一二番六号

代表社員 松田 有可

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十一日
山口県下関市藤ヶ谷町一一番三六号
合同会社 NeconoteLabo
代表社員 麻生 太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十一日
香川県高松市峰山町一八三八番地一
株式会社乃上保温興業所
代表取締役 乃上眞知郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円

とすることにいたしました。

令和7年七月十一日
効力発生日は令和七年八月三十一日であり、株

主総会の決議は令和七年六月十七日に終了してお

ります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十一日
札幌市西区二十四軒三条一丁目一一番三一號
水戸ビル五階 株式会社マッショモ
代表取締役 治山 孔

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億五五〇三万四一

八円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年七月二十五日に予

定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十一日
赤坂国際会計内 G C J G 5 1 株式会社
代表取締役 西野 貴司

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月二十八日を基準日と定め、

同日の最終の株主名簿上の株主をもつて、令和七

年九月下旬を日程に開催予定の株主総会における

議決権を行使できる株主と定めましたので公告

します。

令和7年七月十一日
神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三
番六号 オーネー株式会社
代表取締役 二宮涼太郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日を基準日と定め、

同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもつて、

令和七年八月七日開催予定の株主総会における議

決権を行使できる株主と定めましたので公告しま

す。

令和7年七月十一日
岡山市北区今七丁目二四番三号
株式会社入福田商店
代表取締役 福田 龍介

準備金の額の減少公告

準備金の額の減少公告
当社は、株式交換により増加した資本準備金の額を、二億二千六万三千二百七十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月十一日
札幌市西区二十四軒一条三丁目三番地
株式会社入福田商店
代表取締役 福田 龍介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

この定めを廃止することにいたしました。

令和7年七月十一日
大坂市北区大淀中三丁目一五番五号
株式会社関西共同印刷所
代表取締役 竹村 知洋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

この定めを廃止することにいたしました。

令和7年七月十一日
大坂市北区大淀中三丁目一五番五号
株式会社関西共同印刷所
代表取締役 竹村 知洋

株式併合につき通知公告

当社は、株式二十五五株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年八月二十九日であり、同日における発行可能株式総数は四百株となります。

令和7年七月十一日
大坂市北区大淀中三丁目一五番五号
株式会社関西共同印刷所
代表取締役 竹村 知洋

株式併合につき通知公告

当社は、株式二十五五株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年八月二十九日であり、同日における発行可能株式総数は四百株となります。

令和7年七月十一日
大坂市北区大淀中三丁目一五番五号
株式会社関西共同印刷所
代表取締役 竹村 知洋

限定期承認公告

当社は、令和七年六月三十日東京家庭裁判所立川支

部にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出

がないときは弁済から除外します。

令和7年七月十一日
東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一號
京交通会館一階 銀座第一法律事務所
相続財産清算人 川本 理恵
代理人弁護士 鷲尾 誠

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

この定めを廃止することにいたしました。

令和7年七月十一日
神奈川県相模原市緑区長竹二八四五番地三
テクノウエーブ株式会社
代表取締役 萩原 昭雄

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

この定めを廃止することにいたしました。

令和7年七月十一日
札幌市西区二十四軒一条三丁目三番地
株式会社入福田商店
代表取締役 福田 龍介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

この定めを廃止することにいたしました。

令和7年七月十一日
札幌市西区二十四軒一条三丁目三番地
株式会社入福田商店
代表取締役 福田 龍介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

この定めを廃止することにいたしました。

令和7年七月十一日
札幌市西区二十四軒一条三丁目三番地
株式会社入福田商店
代表取締役 福田 龍介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

この定めを廃止することにいたしました。

令和7年七月十一日
札幌市西区二十四軒一条三丁目三番地
株式会社入福田商店
代表取締役 福田 龍介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

この定めを廃止することにいたしました。

令和7年七月十一日
札幌市西区二十四軒一条三丁目三番地
株式会社入福田商店
代表取締役 福田 龍介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

この定めを廃止することにいたしました。

令和7年七月十一日
札幌市西区二十四軒一条三丁目三番地
株式会社入福田商店
代表取締役 福田 龍介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

この定めを廃止することにいたしました。

令和7年七月十一日
札幌市西区二十四軒一条三丁目三番地
株式会社入福田商店
代表取締役 福田 龍介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

この定めを廃止することにいたしました。

令和7年七月十一日
札幌市西区二十四軒一条三丁目三番地
株式会社入福田商店
代表取締役 福田 龍介

限定期認公告

本籍三重県鈴鹿市郡山町二〇〇四番地六〇、

最後の住所大阪府羽曳野市碓井四丁目九番二

〇一〇六号 被相続人 亡野田 明弘

右被相続人は令和七年二月十六日死亡し、その相続人は令和七年六月十九日大阪家庭裁判所堺支部にて限定期認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年七月十一日

大阪府羽曳野市碓井四丁目九番二〇一〇六号

相続財産管理人 野田 寛司 S A Y ビル二階 四日市法律事務所

右代理人弁護士 奥谷 浩

限定期認公告

本籍和歌山県和歌山市南休賀町二三番地、最後の住所大阪府寝屋川市高柳五丁目一七番二三号 被相続人 亡伊東 恵子

右被相続人は令和七年三月十九日死亡し、その相続人は令和七年七月七日、大阪家庭裁判所にて限定期認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年七月十一日

大阪府大阪市都島区網島町八番二五号網島ソシア三〇一号 限定期認者 伊東 正孝

新規信託分割の公告 三菱UFJ信託銀行株式会社 (受託者) は、左記のとおり、令和七年八月二十二日付で左記の信託を新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公司掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

(一) 信託の当事者

委託者兼受益者 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号 東京共同会計事務所内 合同会社オルタナ16 受託者 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

(1) 信託の年月日

令和六年三月二十八日

(三) 契約締日及び契約名称 令和六年三月二十八日付不動産管理処分
信託契約書 (その後の変更等を含む。)

二、從前の信託において作成された財産状況開示 資料等

右記の信託についての、信託法施行規則 (平成十九年法務省令第四十一号) 第四十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たに信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みいずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都港区虎ノ門二丁目九番八号

三菱UFJ信託銀行株式会社 不動産管理部 カストディ営業グループ

受託者 令和七年七月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 岡本 泰典

受託者 令和七年七月十一日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー 電話番号 〇三一五四六二一三七〇七

受託者 令和七年七月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 岡本 泰典

受託者 令和七年七月十一日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー 電話番号 〇三一五四六二一三七〇七

受託者 令和七年七月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 A A J F 特定目的会社 取締役 鄭 武壽

受託者 令和七年七月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 A A J F 特定目的会社 取締役 鄭 武壽

受託者 令和七年七月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 S H K ホテルズ特定目的会社 取締役 金谷 正文

受託者 令和七年七月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 S H K ホテルズ特定目的会社 取締役 金谷 正文

受託者 令和七年七月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号 東京共同会計事務所内 合同会社オルタナ16 受託者 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

受託者 令和六年三月二十八日

(1) 信託の年月日

令和六年三月二十八日

掲載

官報

(1) 信託の年月日

令和七年七月三日

掲載

官報

(1) 信託の年月日

令和六年三月二十八日

掲載

官報

(1) 信託の年月日

令和六年三月二十八日